

第2回農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 議事要旨

1. 日 時：令和元年5月17日（金）17時10分～17時40分

2. 場 所：官邸2階小ホール

3. 出席者：

（政府側）

菅官房長官、根本厚生労働大臣、吉川農林水産大臣、西村官房副長官、杉田官房副長官、江藤総理補佐官、西川内閣官房参与、古谷内閣官房副長官補、青木内閣官房内閣審議官、宮崎厚生労働省生活衛生・食品安全審議官、塩川農林水産省食料産業局長、新井農林水産省消費・安全局長、宮地総務省大臣官房総括審議官、山上外務省経済局長、石川経済産業省貿易経済協力局長、松本国土交通省大臣官房物流審議官

（事業者・敬称略）

北野 良夫（株式会社ナンチク 専務取締役）

阿部 泰浩（株式会社阿部長商店 代表取締役）

鈴木 伝（株式会社鈴木栄光堂 代表取締役）

4. 議事概要：

○ 農林水産省から、農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた工程管理について、（資料1）を用いて次のような説明があった。

- ・農林水産物の更なる輸出拡大のためには、輸出先国の食品安全等の規制への対応が最大の課題。
- ・個々の課題について、厚生労働省及び農林水産省で対応スケジュール、プロセス、担当を明確にした工程表を作成し、スピード感をもって課題解決を進めていく。
- ・工程表は次の3つに分類している。
 - ①年内に即応すべき課題として、牛肉処理施設の HACCP 認定について、本年中に現地調査や改善報告の確認を行い、米国向け4施設、EU向け4施設を認定することとしているもの
 - ②来年以降も対応が必要な課題として、シンガポール向け豚肉処理施設の HACCP 認定について、関係者で協議体を立ち上げ、早期申請ができるよう、きめ細やかな技術支援を行うもの
 - ③相手国との協議が必要な課題については、関係省庁と連携し、戦略的に進めていくもの
- ・また、前回の閣僚会議で発言いただいた3者からの指摘に対しても、工程表を作成して取り組んでいく。

○ 次に、北野氏から、牛肉輸出の現状輸出拡大に向けた課題について、（資

料 2) を用いて次のような説明があった。

- ・弊社は、牛肉の輸出について、平成 2 年に我が国初の対米輸出認可を取得。平成 27 年には輸出促進室を設け現在香港ほか 10 カ国に輸出をしている。平成 30 年度は生産農場へ輸出情報をボリュームアップするとともに、オーストラリアへの輸出再開に日本初で出荷をするなど輸出量は平成 25 年度ベースの約 5 倍、350 トンになっている。今後は EU への輸出を目指している。
- ・ 輸出に対する課題として考えているのは以下 4 点。
 - ① 施設認可に時間を要している。対 EU の認可を受けるために、平成 29 年度にアニマルウェルフェア対応の係留施設を建設しつつ、県に対して早急な認定を要求してきたが、アニマルウェルフェアの講習について県の調整が時間を要し、国の書類審査でも五月雨式に施設改善の指摘が出てくるなど、効率的な審査が行われず、係留施設の建設から 1 年 10 ヶ月経った今も認可されていない。既に 2 度の EU 市場調査を行い、現地からは待ち遠しいとの声も出てきている。ビジネスチャンスを逸しないようスピード感を持って早期認可をお願いしたい。
 - ② 輸出食肉に対する食品添加物の見解の相違により損害賠償が発生した事案がある。既に県、国へ届け出ているシステムの一環である、枝肉に糞便等の付着があった場合等の改善措置に従い、糞便等の付着の枝肉はトリミングを行い、その前の 4 頭は追加的衛生措置として、次亜塩素酸ナトリウムを噴霧して消毒をした。この措置について、県は、食品添加物の使用基準を満たしているとして衛生証明書を発行したが、食品添加物の使用基準の解釈について、厚生労働省は、不適切な製品を輸出したとの判断のもと、弊社には一切知らされず、国からシンガポール政府への一方的な通知により、弊社が肉を回収、焼却処分を強いられ、最終的に末端事業者から損害賠償金 100 万円余りを請求されて、本事案は県、国には責任がないとの見解から、弊社が全責任を負う形となっている。国際的な信頼性にも影響するため、国、県が基準解釈を統一し、食肉処理場とともに共通認識をもって、対応すべきものとする。
 - ③ 食肉の衛生水準の確保のため、輸出先国から、日本の一般的と畜方法である寝かせて放血する方法とは異なる、懸垂して放血する方法が要求されている。この方法によると資料の写真のような、筋肉出血いわゆるシミが見られ、経済的損失も大きく、全国の対米輸出認定施設は対応に苦慮している。弊社では月約 1 5 0 0 頭のと畜のうち 7 %に見られている。寝かせ放血より発現率が高く、損害も年間 1 億円を超えるなど、経済的にも大きな影響を及ぼしている。この件を打開するため、輸出認定事業者 10 者による技術面での共同研究が行われ、適切な脳幹部打撃が失神時間を長くしシミの発現を少なくするなどの研究結果が得られているようである。輸出相手国の

要求に対し、品質を確保できると畜方法の改善が急務である。輸出要項を所管する厚生労働省からもシミの軽減に向けどのような技術的改善が可能か具体的なご助言をお願いしたい。

- ④ 食肉の輸送費は消費者価格に反映されるが、日本の航空運賃は世界的にも高いため、航空会社各社の経営努力を期待する。まずは福岡空港等の主要空港のハブ化に加え、補助制度の導入など関係省庁が連携して輸送費の低減化に協力していただきたい。

○ 次に、阿部氏から、EUおよび中国向けをはじめとする輸出拡大に向けた課題について、(資料3)を用いて次のような説明があった。

- ・ 弊社の輸出の取組としては、震災で失った販路の回復に取り組む青森、岩手、宮城3県のうち、水産加工会社7社によるプロジェクトチームを結成、その後自ら海外市場を開拓し、三陸産の魅力を世界に発信するため、10社の協同出資による地域商社三陸コーポレーションを設立した。
- ・ 取扱商品としては、約100品目を統一ブランド「SANRIKU」により、東南アジア諸国を中心とした、海外市場向けに輸出を展開。仙台港を起点に各国の提携輸入業者を通じて、現地スーパーやレストランへ販売している。平成30年には日本初のマレーシアハラルの認証機関の認証を受けた魚肉ソーセージを製造する工場を竣工、今後東南アジアほか、湾岸諸国やアフリカ諸国などへ海外ニーズに即したハラル専用食品の今年度中の販売開始を目指し、営業活動中。
- ・ 輸出拡大に関する課題について、EU基準を満たす高度衛生管理型漁港は増加したが、EU-HACCP施設に認証、登録された市場は日本では八戸漁港の一部施設のみとなっており、EUへの輸出はこのままだと、国内の産地魚市場で調達できないものになってしまう。八戸漁港の魚市場の場合は平成19年に施設整備を開始し、平成24年に完成した。しかし保健所及び厚労省の手続きが遅く、また、担当者が変わるとに指摘が変更され、何回も施設の改修を余儀なくされた。施設登録されたのは平成27年、改修開始から8年、完成したからも3年かかっている。このような対応では輸出に取り組もうとする事業者の意欲をそいでしまう。輸出促進のためには国または保健所が丁寧に事業者を支援し、速やかに施設の認定を行うことで、民間事業者に不要な負担がないようにしていただきたい。
- ・ 今後食品衛生法が改正され、HACCPが義務化されるのであれば、国の補助を得て、整備した魚市場については、ソフト支援などを行って、必ず漁港施設の中で、EU-HACCP施設に登録が行えるよう、関係省庁全体としてより一層の支援をお願いしたい。対EUへのカキの輸出については、生産海域の指定及び海域モニタリングが必要となるが、海域指定については、地方厚生局の承認が必要。またモニタリングのためのサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められているが、これを民間人でも可能とするなどスムーズな輸出業務が可能となる体制を作ってい

ただきたい。

- ・ 中国については、現在水産物を中国に輸出する際の証明書に関し、同一の輸出物に対し、食品衛生に関する証明は保健所・厚生局に申請、放射性物質検査証明や原産地証明は水産庁に申請を行っている。毎回複数の省庁に相談、書類作成、申請という煩雑な手続きが必要であり、負担が大きいため、輸出関係書類の所管官庁、相談窓口の一元化を実現してほしい。

○ 次に、鈴木氏から、東南アジア向けをはじめとする今後の事業展開の課題について、（資料４）を用いて次のような説明があった。

- ・ 明治初頭に菓子屋を創業し現在５代目。国内では北海道で一番古い和菓子屋を買収したりなど４社を跡継ぎのない菓子屋と一緒にやっている。輸出については７年前から開始。昨年度の売上げが２５億円で菓子の輸出は日本全体で３００億程度あるが、その８％程度を占めている。３０店舗ほどの香港のパートナーのお店でPBを作ってお菓子の輸出を行っている。製造拠点は九州の部分である。
- ・ 輸出拡大に向けた課題は以下の４点であると認識。
 - ① 輸出先国における輸入通関手続きの早期化である。ベトナムでは輸入の際に商品登録が必要になるが、添加物（色素、香料など）の何がダメかの判断に時間がかかり、止まってしまうことがよく起こるため、日本から専門家を派遣する等して、日本で行っている通関手続き等のノウハウを指導するといった取組を行うことで効率的な通関が可能となる。放射性物質規制に伴う産地証明書についても中国では農林水産省発行のものが必要であるが、早期に商工会議所発行している原産地証明書の手続きで済むよう各国に検討を促してもらいたい。
 - ② トランス脂肪酸について、欧米への輸出はもともと、不可なのであるが、去年あたりからタイでも有害ということでトランス脂肪酸の入っているものの輸出ができないことになった。色素についても日本では天然着色料が主力であるが、欧米では合成着色料が中心であり、弊社の天然着色料の商品が輸出できない状況である。国によって考え方は違うと思うが、天然着色料を添加物とできないとなると輸出に影響があるため、政府の財政面及び技術面の支援をいただきたい。
 - ③ 東南アジアでは日本の商品は大変人気がある。日本のコンテンツの偽物が出回っており、何とか規制してもらいたい。
 - ④ 海外展開を積極的に行おうとする事業者には現地でブランドを確立するための広告宣伝費、市場シェアを獲得するための費用などの支援及び商品開発設備投資支援などをいただけるとありがたい。

- その後、意見交換において、以下のようなやり取りが行われた。
(いわゆるバリエー（障壁）がない前提では、感覚的に流通量はどの程度の伸びになるのかとの質問に対し）

（阿部氏）

量を伸ばすのは難しく、おそらくは現状維持。漁獲量が増えれば輸出量も増えるのではあるが、現状、水産品は付加価値を付けて売っていくしかないので、付加価値のある商品を輸出しやすい環境に整備してほしい。

（北野氏）

経営者の意識改革が必要。輸出は施設整備にお金がかかるものとの認識があるが、国内向けの品質確保にも貢献するんだよとの意識に改革した。また、輸出する体制の整備、今回は5倍にするという数字がでていますが、今後、EUが出てくれば達成できるかもしれない、数字としては難しいけれども、可能性はあると思う。

（鈴木氏）

10年で4倍にすることを目標に取り組んでおり、可能だと考える。なぜならば、海外で日本クールジャパン戦略で成功し、日本の印象は非常にいい。安全安心という面もある。アジアや中国、台湾では、その所得が上がってくれば、日本製品に対する需要は上がるので、数字は上がると思う。

（西村官房副長官）

ナンチクから施設認定の話があったが、施設認定に時間がかかってしまうという話については、自分も地元兵庫で聞いたことがある。もっと早く手続きが進むようになればと思うので、厚労省には検討をよろしくお願いしたい。鈴木さんから話があった知財の問題については、TPP加盟国ならば取り締まることが可能かもしれないので、TPP本部でも検討させる。

また、中国への産地証明、原産地証明書に関するご要望は、現在は中国向けには農水省の産地証明がないとダメといわれていて、これを商工会議所が発行する原産地証明書だけでもいいようにしてほしいという趣旨か。

（これに対し、阿部氏が首肯）

（阿部氏：輸出向けの商品は、国内向けでも販路が広がるかとの質問に対し）

国内は競争が厳しく、値段のたたき合いになりやすい。水産加工品を世界に売りたい。しかし、それにはHACCP認定を取らなくてはならない。八戸のように、HACCP認定を取っていかないといけない。気持ちとしては、積極的にEU市場に売っていきたいと考える。登録をしたい。施設自体はHACCP認定をとれる施設になっているので、HACCPはとれると考えているので、よろしくお願いしたい。

- これを受けて、根本厚生労働大臣から、以下のような発言があった。
牛肉の輸出施設は、これまで23の国と地域に対して66施設、そのうち

米国向け 11 施設、EU 向け 4 施設を認定。

前回の遅れが多数生じているとの御指摘を踏まえ、今般、認定業務を加速化させ、本日、米国向け 1 件を認定し、来月までに米国向け 2 件と、EU 向け 1 件を認定予定。

今後、厚労省、農水省、自治体、事業者の協議体を立ち上げ、技術的支援を充実し、本年中に残りの施設の認定に取り組む。

認定の遅れなどの御指摘を踏まえ、厚労省・農水省一丸となって、スピード感をもって、課題解決に取り組んでいく。

- これを受けて、吉川農林水産大臣から、以下のような発言があった。

前回に続き、今回は、食肉処理業者など生産現場により近い有識者の方々から輸出拡大に向けた現場での課題を伺った。

個々の課題への対応をスピード感をもって進めるためには、閣僚レベルでも、積極的に関与することが重要だと改めて認識した。

このような認識に立って、農林水産物の輸出拡大を進める責任者として、農林水産大臣である私の強いリーダーシップの下、諸外国との協議、また、国内体制の整備や事業者への支援に取り組んでいきたい。

- これを受けて、菅官房長官から以下のような発言があった。

安倍政権として地方創生の重要な柱として、農林水産品の輸出を促進してきた。政権発足前には年間約 4 5 0 0 億円だった輸出額は、昨年には 9 0 0 0 億円を超えている。

一方、前回の会議で指摘されたように、輸出額が急増するにつれて、欧米向けの牛肉輸出に必要な処理施設の「認定」について、厚労省や都道府県の対応が追いつかず認定が完了していない施設が多数生じているなど、多くの課題が指摘されている。

それぞれの課題について、当面の緊急対応として、農林水産省と厚生労働省を始めとする関係省庁が連携し、対応していく必要がある。対応スケジュールやプロセスを明確にし、具体的な「工程表」を公表できるよう準備をお願いする。

また、今後の輸出量の増加に伴い、類似の問題が発生することが想定されることから、継続的に問題に対処するための体制が必要。国の体制、地方自治体との連携、事業者支援などについて検討いただきたい。

今後もこの会議を通じて、農林水産品の更なる輸出拡大に向けて、政府一丸となり、スピード感を持って取り組んでまいりたい。

(以上)